

閣議及び閣僚懇談会議事録

開催日時：令和元年7月29日（月） 15：02～15：14

開催場所：総理大臣官邸閣議室

出席者：安倍晋三 内閣総理大臣

麻生太郎 国務大臣（副総理，財務大臣，内閣府特命担当大臣）

石田真敏 国務大臣（総務大臣，内閣府特命担当大臣）

山下貴司 国務大臣（法務大臣）

河野太郎 国務大臣（外務大臣）

柴山昌彦 国務大臣（文部科学大臣）

根本匠 国務大臣（厚生労働大臣，内閣府特命担当大臣）

吉川貴盛 国務大臣（農林水産大臣）

世耕弘成 国務大臣（経済産業大臣，内閣府特命担当大臣）

石井啓一 国務大臣（国土交通大臣）

原田義昭 国務大臣（環境大臣，内閣府特命担当大臣）

岩屋毅 国務大臣（防衛大臣）

菅義偉 国務大臣（内閣官房長官）

渡辺博道 国務大臣（復興大臣）

山本順三 国務大臣（国家公安委員会委員長，内閣府特命担当大臣）

宮腰光寛 国務大臣（内閣府特命担当大臣）

平井卓也 国務大臣（内閣府特命担当大臣）

茂木敏充 国務大臣（内閣府特命担当大臣）

片山さつき 国務大臣（内閣府特命担当大臣）

鈴木俊一 国務大臣（東京オリンピック・パラリンピック担当大臣）

陪席者：西村康稔 内閣官房副長官

野上浩太郎 内閣官房副長官

杉田和博 内閣官房副長官

横畠裕介 内閣法制局長官

閣議案件：別添案件表のとおり。

○一般案件 7件

○国会提出案件 1件

○政令 5件

○人事 2件

○配布 3件

いずれも，案件表のとおり，決定，了解等となった。

議事内容：

○菅内閣副大臣：ただ今から、閣議を開催いたします。

まず、閣議案件について、西村副大臣から御説明申し上げます。

○西村内閣官房副大臣：一般案件等について、申し上げます。まず、臨時国会を来る8月1日に召集することについて、御決定をお願いいたします。召集の詔書は、上奏・御裁可を経て、本日付け官報で公布する予定であります。

次に、「アイヌ政策推進本部の副本部長の特定」について、御決定をお願いいたします。本件は、内閣に置かれた同本部の副本部長を国土交通大臣とするものであります。

次に、「ニュージーランド国」及び「グアテマラ国」駐日特命全権大使の接受に御裁可を仰ぐことについて、御決定をお願いいたします。本件は、8月8日、信任状捧呈の予定であります。次に、信・解任状に認証を仰ぐことについて、御決定をお願いいたします。本件は、「パラオ国」駐日特命全権大使の異動に伴い、交付すべき信任状及び解任状であります。

次に、恩赦1件について、御決定をお願いいたします。復権を行うものであります。

次に、「厚生年金特例法の施行状況」に関する報告について、御決定をお願いいたします。本件は、同法に基づき、本年3月末までに年金記録の訂正の答申を行った事案等について、事業主の保険料の納付状況等を国会に報告するものであります。

次に、政令5件について、御決定をお願いいたします。まず、「金融商品取引法の審判手続等における参考人及び鑑定人の旅費及び手当に関する政令の一部を改正する政令」及び「公認会計士法の審判手続における参考人及び鑑定人の旅費及び手当に関する政令の一部を改正する政令」は、出頭を命ぜられた参考人等に支給する日当の最高額を引き上げるものであります。

次に、「在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額等を定める政令の一部を改正する政令」は、最近の為替相場の変動等の事情を勘案して、在外公館に勤務する外務公務員に支給する在勤基本手当の額を改定するものであります。

次に、「雇用保険法等の一部改正法の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の一部を改正する政令」は、同改正法による改正前の船員保険法の規定による障害年金等の額について、労働者災害補償保険の障害補償年金等の額の算定の方法等を勘案し、本年8月以降の給付額を改定するものであります。

次に、「家畜伝染病予防法施行令の一部を改正する政令」は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、所要の規定の整理を行うものであります。

次に、人事案件について、申し上げます。まず、河野外務大臣が東南アジア諸国連合関連外相会議出席及び各国政府要人との会談等のため本日から8月9日まで、世耕経済産業大臣が東アジア地域包括的経済連携閣僚会合出席等のため8月2日から4日まで、茂木内閣府特命担当大臣が米国政府要人との会談等のため8月1日から4日まで、それぞれ海外出張されますので、御了解をお願いいたします。

次に、平田純外625名の叙位、叙勲又は紺綬褒章等の授与について、御決定をお願いいたします。なお、元慶應義塾長鳥居泰彦を従三位に叙し、瑞宝大綬章を授けるものがあります。

次に、配布資料といたしまして、「警察白書」があります。本件につきましては、後程、国家公安委員会委員長から御発言があります。

次に、「会計検査院法の規定に基づく報告書」があります。本件は、「独立行政法人改革等による制度の見直しに係る主務省及び独立行政法人の対応状況について」の会計検査の結果について、会計検査院から内閣に対し報告があったものであります。

次に、件名外案件について、申し上げます。まず、「第199回国会の開会式におけるおことば案」について、御決定をお願いいたします。お手元の「おことば案」を朗読いたします。

本日、第199回国会の開会式に臨み、参議院議員通常選挙による新議員を迎え、全国民を代表する皆さんと一堂に会することは、私の深く喜びとするところであります。

ここに、国会が、国権の最高機関として、当面する内外の諸問題に対処するに当たり、その使命を十分に果たし、国民の信託に応えることを切に希望します。

「おことば」があるまで、不公表扱いといたしたいので、御了承をお願いいたします。なお、「おことば案」は、そのまま席上に置かれるよう、お願いいたします。

次に、「日・ASEAN技術協力協定に関する書簡」をカンボジアとの間に交換することについて、御決定をお願いいたします。本件は、日・ASEAN技術協力協定に基づき我が国から派遣する専門家に対するカンボジア国内における租税の免除及び便宜等を取り極めるものであります。なお、本日の書簡交換まで不公表といたしたいので、御了承をお願いいたします。

○菅国務大臣：次に、大臣発言がございます。まず、国家公安委員会委員長。

○山本国務大臣：令和元年警察白書では、「緊急事態への備えと対応」と題する特集を組みました。この特集では、大規模災害への対応や危機管理体制の構築、テロ対策の現状や課題について紹介するとともに、緊急事態への対応に関する今後の展望について記述しております。警察としては、災害発生時に1人でも多くの国民を守り、少しでも被害を減らすため、災害対応能力の一層の向上を目指すとともに、テロの未然防止及びテロへの対応体制の強化に向け、各種取組を前進させていく所存です。この白書作成に当たり、関係省庁に御協力を頂きましたことに改めて御礼を申し上げます。

○菅国務大臣：次に、内閣総理大臣から御発言がございます。

○安倍内閣総理大臣：河野大臣、世耕大臣及び茂木大臣は、それぞれ海外出張いたしますが、その出張不在中、菅内閣官房長官を外務大臣の臨時代理に、平井大臣を経済産業大臣の臨時代理及び原子力損害賠償・廃炉等支援機構担当大臣の事務代理に、根本大臣を経済財政政策担当大臣の事務代理に、それぞれ指定又は命じることいたします。

○菅国務大臣：これをもちまして、閣議を終了いたします。

引き続き、閣僚懇談会を開催いたします。

鈴木大臣から御発言がございます。

○鈴木国務大臣：2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催まで、あと1年を切りましたので、担当大臣として一言申し上げます。

いよいよ大会開催まで1年を切り、各競技のテストイベントが始まり、大規模な交通対策の試行が実施されるなど、大会本番に向けた準備も本格的な実行段階に入りました。東京大会を世界一の大会として成功させるため、閣僚各位の協力を得て、大会組織委員会、東京都及び関係自治体とも連携し、関連施策を総合的、集中的かつ強力に推進していく必要があります。

現在、各府省庁におかれては、平成27年11月に閣議決定された「オリパラ基本方針」に基づき、大会の成功に向けた取組を進めていただいております。

また、本年6月7日に開催されたオリパラ推進本部において、私から政府として重点的に取り組んでいくべき項目の取組状況を報告したところですが、引き続き、セキュリティ、輸送、暑さ対策、感染症対策、ユニバーサルデザイン、ホストタウンなど各種取組について、準備を加速させる必要があります。

加えて、東京大会は、復興オリンピック・パラリンピックと位置付けられております。去る27日には、復興庁の協力も得て、私から復興オリンピック・パラリンピックに係る政府の取組を公表したところですが、これらの取組により、東日本大震災の被災地の復興を後押しするとともに、被災地が復興を成し遂げつつある姿を世界に発信する取組を進めていく必要があります。

私としても各施策について、適宜進捗状況を確認させていただきますが、閣僚各位においてもリーダーシップを発揮して、予算措置を含めた各施策の進捗管理を徹底していただくとともに、関係職員を督励してより一層準備を加速していただきますよう、更なる御理解と御協力をお願い申し上げます。

○菅国務大臣：なお、海外出張された法務大臣の帰朝報告は、お手元の資料のとおりです。

ほかに御発言はございますか。

無いようですので、以上をもちまして、閣僚懇談会を終了いたします。

繰上げ閣議案件

〔令和元年〕
〔7月29日〕（月）

◎一般案件

- 資料なし ○国会（臨時会）の召集について（決定）
（内閣官房）
- 資料あり ○アイヌ政策推進本部の副本部長の特定について
（決定）（同上）
- 資料なし ☆ニュージーランド国特命全権大使ヘイミッシュ・
ネヴィル・フランシス・クーパー外1名の接受に
ついて（決定）（外務省）
- 〃 ☆パラオ国駐箚特命全権大使柄澤 彰に交付すべき
信任状及び前任特命全権大使山田俊之の解任状に
つき認証を仰ぐことについて（決定）（同上）
- 〃 ☆恩赦について（決定）（内閣官房）

◎国会提出案件

- 資料あり ○厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例
等に関する法律の施行状況に関する報告について
（決定）（厚生労働省）

◎政 令

- 資料あり ○金融商品取引法の審判手続等における参考人及び
鑑定人の旅費及び手当に関する政令の一部を改正
する政令（決定）（金融庁・財務省）
- 〃 ○公認会計士法の審判手続における参考人及び鑑定
人の旅費及び手当に関する政令の一部を改正する
政令（決定）（同上）
- 〃 ○在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の
額，住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女
教育手当に係る自己負担額を定める政令の一部を
改正する政令（決定）（外務省）

- 資料あり
資料あり
- 雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の一部を改正する政令（決定）
（厚生労働・財務省）
 - 〃 ○家畜伝染病予防法施行令の一部を改正する政令（決定）
（農林水産省）

◎人 事

- 資料なし
資料あり
- ☆外務大臣河野太郎外2名の海外出張について
（了解）
 - 富山大学名誉教授平田純外625名の叙位，叙勲又は紺綬褒章等授与について（決定）

◎配 布

- ☆令和元年警察白書
（警察庁）
- ☆会計検査院法第30条の2の規定に基づく報告書
（内閣官房）
- ☆月例経済報告
（内閣府本府）

[○署名あり ☆署名なし]

件名外案件

〔令和元年〕
〔7月29日〕 (月)

◎一般案件

- 資料あり
(回収) ○第199回国会の開会式におけるおことば(案)
(決定) (内閣官房)
- 資料なし ○技術協力に関する日本国政府と東南アジア諸国連
合との間の協定第6条の規定に基づく特権、免除
及び便宜に関する日本国政府とカンボジア王国政
府との間の書簡の交換について(決定)(外務省)

[○署名あり ☆署名なし]